

○子育て休暇

・概要

- (1) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育する職員が、当該子の子育てに従事するために勤務しないことが相当であると認められた場合に取得できる。
- (2) 取得できる休暇の期間は、1暦年において7日以内、該当する子が2人以上の場合は10日以内とする。
- (3) 対象事由
 - ① 子の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）
 - ② 子に機能回復訓練を受けさせる際の介助
 - ③ 子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付き添い
 - ④ 子が在籍する学校等が実施する行事への参加
 - ⑤ 子が感染症の疑い又は予防のため出席を停止され、又は学校等の全部若しくは一部（子に係るものに限る）の休業が行なわれたことによる、子の世話

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第14条、第16条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条第9号、第16条、第19条第1項
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の9

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、職員が「勤務しないことが相当」かどうか、事情を十分に確認し、承認する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

・留意事項

- (1) 「子の看護」とは、負傷や疾病にかかった子の世話をを行うことで、その程度や特定の症状に限らず、風邪・発熱等を含めたあらゆる負傷・疾病が含まれる。
- (2) 「機能回復訓練の介助」とは、先天性の障害や、負傷や疾病が治癒した後の後遺障害等を克服するため、在宅であるいは病院その他の施設において、機能回復訓練（リハビリテーション）を受けさせるための介助、送迎及び付添等をいう。
- (3) 「学校等」とは、その子が在籍する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等をいう。
- (4) 「行事」とは、例えば入学（園）式や卒業（園）式、授業参観や保護者面談、家庭訪問など、学校等の主催において行われるものをいう。
- (5) 「勤務しないことが相当」とは、対象事由により、子育てに従事するため、仕事を休む必要がある状況にあることをいう。よって、職員以外に子の養育を行う者がいる場合であっても、休暇の対象となる。
- (6) 子の負傷・疾病の確認については、医師の診断書等の提出を義務づけてはいないが、校長の判断により必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることもできる。
- (7) 休暇を取得できる日数は、7日（子が2人以上の場合は10日）以内で、夫婦がともに職員である場合は、それぞれ7日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内で取得できる。
- (8) 半日又は時間単位でも取得できる。その場合の期間の計算は、年次有給休暇の取扱いに準ずる。分単位で承認された場合は切り上げて1時間として計算する。
- (9) この休暇は暦年で管理するため、異動の際は転出先校長に当該休暇の取得状況についての連絡を忘れずに行うこと。
- (10) 「学校等の一部の休業」の場合は、当該子に係るものに限る。

以 下 余 白

